

物価高騰対策プレミアム商品券事業(令和7年度補正分)実施要綱

(目的)

第1条 エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた住民を支援するため、藍住町(以下「町」という。)が実施する町内世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売の事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、町が発行する「物価高騰対策あいずみ商品券」(以下「商品券」という。)をいう。
- (2) 購入対象者 別記に掲げる者をいう。
- (3) 購入券 商品券の購入と引き換える文書として、町が発行するものをいう。
- (4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の販売等)

第3条 町は、この要綱に定めるところにより、購入対象者に商品券を販売する。

- 2 商品券の販売は、令和8年1月1日基準日における世帯主一人につき、2万円分の商品券を1万円で販売すること。
- 3 商品券の販売単位は、原則一単位当たり1万円とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 商品券の1枚あたりの額面は、500円とする。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 前項による商品券の使用期間は、令和8年3月1日から令和8年8月31日までとする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 商品券は、返品、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(購入券の交付)

第5条 町は、商品券の規定により購入対象となる者に対し、購入券を交付する。

(商品券の販売)

第6条 購入券の交付を受けた購入対象者又は、代理人に対し、町長が別に定める場所において当該購入対象者に交付された購入券により、商品券を販売する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等、町長が別に定める本人を確認できる書類の提示を求めると等、町長が別に定める方法により、当該購入対象者、その代理人又は使用者が本人であることを確認する。

- 2 町は、商品券を販売する際は、購入券の確認欄に販売者が、レ点等本人確認したことがわかる記述をすることをもって失効させ、購入券を回収する。
- 3 前二項による販売期間は、令和8年3月1日から令和8年8月31日までとし、詳細な販売日時については、町長が別に定める。

(特定事業者の登録等)

第7条 町は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、登録が決定した特定事業者に対し登録を証する書類を交付する。

(特定事業者の責務)

第8条 特定事業者は、特定取引において商品券の受取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築すること、その他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 町は、特定事業者が前条第1項の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第9条 町は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は、町長が別に定める取次窓口に、第7条の規定により交付を受けた登録を証する書類を提示するとともに、令和8年8月31日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。
- 3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替による。口座振替は、町が別に指定する換金スケジュール表に沿って行い、取次窓口が取次ぎの申出を受理した商品券について行う。
- 4 特定事業者は、取次窓口において、令和8年9月18日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(商品券に関する周知等)

第10条 町は、商品券事業の実施にあたり、購入対象者の要件、購入方法、購入受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(購入が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第6条第3項の規定による購入が行われなかった場合、購入対象者が商品券の購入を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町は、購入引換券の交付後であって令和8年8月31日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- (1) 返還対象者が商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還する。
- (3) 返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に未使用券の返還を求める。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別記（第2条関係）

商品券の購入対象者は、令和8年1月1日を基準とし、本町の住民基本台帳に記録されている世帯主であること。